

平成22年1月19日

エコカー補助金制度における輸入車の扱いについて

2010年1月19日（火）に、経済産業省及び国土交通省は、少数輸入自動車の簡易な輸入制度であるPHP制度の下で輸入された自動車についても、審査の上、要件を満たせばエコカー補助金制度の対象とすることとしましたので、お知らせいたします。

1. 我が国のエコカー補助金制度は、景気刺激及び環境対応の両方を目的とするものです。
2. 本制度は内外無差別で輸入車も対象としており、実際輸入車の43%が補助金の対象となっています。
3. 今般、環境・景気刺激の目的の達成のためのオプションを増やすという観点から、より多くの輸入車を制度の対象とすべく、PHP制度（注）の下で輸入され、我が国における公式燃費値等を有さない自動車についても、審査の上、要件を充たせば補助金の対象とすることとしました。

（注） Preferential Handling Procedure（輸入自動車特別取扱制度）

わが国への年間輸入台数が2,000台以下の自動車に適用される特別に簡素化・迅速化された安全・環境基準に係る認証のしくみ。1986年に米国からの要請に応じて導入。

本制度の下で輸入された自動車は、審査の簡素化・迅速化のため、通常の手続きである型式指定制度において算出される我が国における公式燃費値等を有していない。

エコカー補助金制度では、公式燃費値等が活用されているため、PHP制度の下で輸入された自動車は対象となっていなかった。

4. 燃費値及び排ガスについての審査は、措置の迅速性、取扱いの簡易さを重視し、次の特例的取扱いにより行います。
 - ① 燃費値については、生産国における公式燃費値を用いて審査を行います。
 - ② 排ガスについては、PHP輸入車について、これまで輸入時に行っ

てきている計測の結果を用いて審査を行います。

5. この措置は本日（1月19日（火））から適用します。なお、申請方法の詳細については、決定次第、（社）次世代自動車振興センターのHP、輸入車販売ディーラー等を通じてお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局米州課長 赤星

担当者： 上野

電話：03-3501-1094（内線 2991）

製造産業局自動車課長 保坂

担当者： 笠間

電話：03-3501-1690（内線 3831）